

府子本第366号
平成28年6月3日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）

平成28年度子ども・子育て支援整備交付金に係る協議等について
（うち病児保育施設分）

子ども・子育て支援整備交付金（うち病児保育施設分）については、予算の早期執行の観点から、平成28年度における整備予定案件をあらかじめ把握するため、下記の事項に留意の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）に係る別紙様式の協議書を取りまとめるうえ、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）あてに提出されたい。

記

1. 補助基準額について
別添交付要綱（案）を参照すること。
2. 平成28年度基本的整備方針について
次のような整備事業を優先的に採択するものとする。
 - ① 病児保育施設未設置市町村における創設のための整備
 - ② 既存病児保育施設の受け入れ枠の拡大につながる整備
3. 協議書について
協議書については、別紙様式1～5のとおりとする。

4. 協議対象施設について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえられたい。

① 選定基準

協議対象施設について、次の基準に照らして十分な審査を行われたい。

ア 市町村の整備計画

協議対象施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき定めた市町村子ども・子育て支援事業計画において、具体的に記載されていることを確認すること。

イ 事業実施の担保

市町村が、本交付金を財源の一部として、社会福祉法人等に対して補助金を交付する事業については、間接補助先となる社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正で、当該施設の整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることを確認すること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 民間補助金との調整

協議対象施設整備が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 協議対象施設の選定に当たっては、妥当性、協議基準との整合性について、病児保育施設の担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 協議を行う施設については、各都道府県において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、病児保育施設以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を

行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

5. 財産処分の手続き

従前の例による。

6 その他の留意事項

- (1) 法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が複数年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。
- (4) 創設整備において、既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であるとして、当該建物を買収することが整備内容である場合には、その旨が分かる説明資料（様式自由）を添付すること。なお、「買収する」とは、売買契約により当該建物を取得することをいうこと。
- (5) 交付要綱（案）第8条の規定に基づく補助額を適用する整備の場合は、当該要件に該当することが分かる資料を添付すること。
- (6) 指定都市又は中核市の市長が所轄庁である又はなることが予定されている社会福祉法人に対して間接補助を行う事業については、案件を把握した時点で、下記連絡先までご連絡願いたい。

7. 協議書の提出期限等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、**平成28年6月30日（木）必着**とし、ヒアリングについては行わない予定である。

また、工期の関係上、6月中に着工する必要がある案件については、個別に相談されたい。

連絡先

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付

TEL 03-5253-2111（内 38349）

FAX 03-3581-2808